

平成26年8月28日

**(仮称)柿生共同住宅計画に係る条例環境影響評価審査書の公告について  
(お知らせ)**

標記指定開発行為について、川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第25条第1項の規定に基づき条例環境影響評価審査書を公告いたしましたのでお知らせいたします。

- 1 指定開発行為者  
神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町三丁目32番1号  
株式会社ニッパツサービス  
取締役社長 木村 文昭
- 2 指定開発行為の名称及び所在地  
（仮称）柿生共同住宅計画  
川崎市麻生区上麻生七丁目245ほか
- 3 条例環境影響評価審査書公告年月日  
平成26年8月28日（木）
- 4 問合せ先  
名 称：株式会社ニッパツサービス  
所 在 地：神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町三丁目32番1号  
電話番号：045-316-7704（奥田）

（川崎市環境局環境評価室担当）

電話 044-200-2156

# **(仮称) 柿生共同住宅計画に係る条例環境影響評価審査書**

**平成26年8月**

**川崎市**

はじめに

(仮称) 柿生共同住宅計画（以下「指定開発行為」という。）は、株式会社ニッパツサービス（以下「指定開発行為者」という。）が、麻生区上麻生七丁目 245 ほかの雑木林、約 0.9ha の区域において、地下 2 階、地上 5 階（地上 9 層）建ての共同住宅（計画戸数 137 戸）を建設するものである。

指定開発行為者は、川崎市環境影響評価に関する条例に基づき、平成 26 年 3 月 12 日に指定開発行為実施届及び条例環境影響評価準備書（以下「条例準備書」という。）を提出した。

市は、この提出を受けて条例準備書の公告、縦覧を行ったところ、市民等から意見書の提出があったことから、指定開発行為者が作成した条例見解書の提出を受け、これを公告、縦覧した。

本条例環境影響評価審査書（以下「条例審査書」という。）は、これらの結果を踏まえ、条例準備書等の内容を総合的に審査し、作成したものである。

## 1 指定開発行為の概要

### (1) 指定開発行為者

名 称：株式会社ニッパツサービス

代表者：取締役社長 木村 文昭

住 所：神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町三丁目 32 番 1 号

### (2) 指定開発行為の名称及び種類

名 称：(仮称) 柿生共同住宅計画

種 類：住宅団地の新設（第 3 種行為）

(川崎市環境影響評価に関する条例施行規則別表第 1 の 4 の項に該当)

### (3) 指定開発行為を実施する区域

位 置：川崎市麻生区上麻生七丁目 245 ほか

区域面積：約 8,740 m<sup>2</sup>

用途地域：第一種中高層住居専用地域

### (4) 計画の概要

ア 目 的

共同住宅の建設

イ 土地利用計画

区分	面積	構成比	備考	
公共用地(提供緑地)	約 548 m <sup>2</sup>	約 6.3%		
造成協力地	約 27 m <sup>2</sup>	約 0.3%		
住宅用地	住宅棟	約 3,442 m <sup>2</sup>	約 39.4%	(ドライエリア等を含む)
	車路	約 826 m <sup>2</sup>	約 9.4%	
	歩行者通路	約 310 m <sup>2</sup>	約 3.5%	
	緑化地	約 1,775 m <sup>2</sup>	約 20.3%	
	民有緑地	約 521 m <sup>2</sup>	約 6.0%	自主管理による保全緑地
	廃棄物保管施設	約 49 m <sup>2</sup>	約 0.6%	
	その他	約 1,242 m <sup>2</sup>	約 14.2%	擁壁、法面、広場、駐車場等
	計	約 8,165 m <sup>2</sup>	約 93.4%	
合計	約 8,740 m <sup>2</sup>	100.0%		

ウ 建築計画等

計画区域面積	約 8,740 m <sup>2</sup>			
建築敷地面積	約 8,165 m <sup>2</sup>			
建築面積	約 3,442 m <sup>2</sup>			
建ぺい率	約 42 %			
延べ面積	約 18,705 m <sup>2</sup>			
容積率算定床面積	約 13,368 m <sup>2</sup>			
容積率	約 164 %			
階数	地下2階 地上5階 (地上9層)			
構造	鉄筋コンクリート造			
	建物全体	A棟	B棟	C棟
高さ	14.95m	12.04m	14.95m	14.95m
計画戸数	137戸	43戸	55戸	39戸
駐車場台数	101台	68台	33台	—
駐輪場台数	144台	—	144台	—
バイク置場台数	6台	—	6台	—
緑被率	約 51.5 %			

備考) 建築敷地面積は、計画区域面積(約 8,740 m<sup>2</sup>)から提供緑地面積(約 548 m<sup>2</sup>)と造成協力地(約 27 m<sup>2</sup>)を除いた面積である。

## 2 審査結果及び内容

### (1) 全般的事項

本指定開発行為は、共同住宅の建設事業であり、工事中における大気質、植物、動物、生態系、騒音、振動、交通混雑、交通安全対策や供用時における、緑の質、緑の量、コミュニティ施設等、計画地周辺に対する生活環境上の配慮が求められることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置等に加え、本審査結果の内容を確実に遵守すること。

また、工事着手前に周辺住民等に対する工事説明等を行い、環境影響に係る低減策、関係住民の問合せ窓口等について周知を図ること。

### (2) 個別事項

#### ア 大気質

建設機械の稼働に伴う大気質の長期将来濃度の最大値は、二酸化窒素（日平均値の年間 98%値）が 0.042 ppm、浮遊粒子状物質（日平均値の 2%除外値）が 0.047 mg/m<sup>3</sup>で、いずれも環境基準（二酸化窒素：0.04 ppm～0.06 ppm のゾーン内又はそれ以下、浮遊粒子状物質：0.10 mg/m<sup>3</sup>以下）を満足すると予測している。また、建設機械のピーク稼働時における短期将来濃度（1時間値）の最大値は、二酸化窒素が 0.177 ppm で、中央公害対策審議会答申による短期曝露の指針値（0.1 ppm～0.2 ppm）を、浮遊粒子状物質が 0.046 mg/m<sup>3</sup>で、環境基準（0.20 mg/m<sup>3</sup>以下）をそれぞれ満足すると予測している。さらに、過度な建設機械の集中を抑制するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の大気質に著しい影響はないとしている。

また、工事用車両の走行に伴う長期将来濃度の最大値は、二酸化窒素（日平均値の年間 98%値）が 0.037 ppm、浮遊粒子状物質（日平均値の 2%除外値）が 0.048 mg/m<sup>3</sup>で、いずれも環境基準を満足すると予測している。さらに、適切な配車計画により、工事用車両の過度な集中抑制を図るなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の大気質に著しい影響はないとしている。

しかしながら、計画地及び工事用車両ルートが住宅等に近接していることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

## イ 水象（水量・流量・流出量）

本計画の実施に伴う雨水排水のピーク流出量は、現況の 0.0851 m<sup>3</sup>/秒から、工事中は現況の約 1.6 倍に、供用時は現況の約 2.8 倍になると予測し、また、調整池を設置した場合のピーク放流量は、工事中で 0.0562 m<sup>3</sup>/秒、供用時で 0.0538 m<sup>3</sup>/秒で、環境保全目標（許容放流量：0.0594 m<sup>3</sup>/秒以下）を満足すると予測している。さらに、地下貯留槽が完成するまでの期間は、調整池必要容量を十分上回る仮設調整池を設置する、排水溝の清掃等の適切な維持管理を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

しかしながら、計画地は南西方向に標高が約 40m 低くなる斜面地であることから、雨水流出による影響を低減するため、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

## ウ 地形・地質（崩壊）

本計画の実施に伴い出現する山留壁は、全ての地点で「山留め設計施工指針」に準拠した安全率の設計用設定値を満足しており、斜面崩壊に対して安全性が確保できると予測している。さらに、速やかな排水施設の整備や緑化による法面保護を図るなどの環境保全のための措置を講ずることから周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

しかしながら、計画地の東側敷地境界付近に家屋等が近接していることから、工事の実施に当たっては、市関係部署と十分協議すること。

## エ 植 物

本計画の実施に伴い植物相及び植物群落は、提供緑地及び民有緑地を除き消失し、シラカシ群落の約 27%、コナラ群落の約 86%が消失するとしている。また、注目される植物種のうちキンランは、生育基盤の改変は少ないが、工事中に踏みつけ等の被害を受ける可能性があるとともに、乾燥等の生育環境の変化があるとし、タマノカンアオイは、生育基盤の改変は少ないが、工事中に踏みつけ等の被害を受ける可能性があるとともに、乾燥等の生育環境の変化があるとし、エビネは、生育基盤の改変は少ないとしている。これに対し、生育場所周辺に目印をつけ、工事関係者に周知を図るとともに、改変部の境界付近には、コナラ等の植栽を連続的に行い乾燥等の生育阻害を防止するなどの環境保全のための措置

を講ずることから、植物の適切な保全・回復が図られるとしている。

しかしながら、注目される植物種の移植に当たっては、活着性の観点から、移植方法、移植場所の選定等に十分配慮すること。また、計画地及びその周辺は、多摩丘陵を特徴付ける貴重な斜面緑地が残された場所であることから、保全・回復するコナラ群落や注目される植物種等の適正な管理及び育成に努めるとともに、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

## オ 動物

本計画の実施に伴う動物相の変化は、改変に伴い計画地内を生息域としている種について、移動力のあるものは計画地周辺に逃避するが、生息環境の縮小・消失に伴い個体数の減少が生じるとし、計画地周辺にも同様の環境が存在するため、計画地を含めた範囲に生息する個体群については維持されると予測している。注目される種のうち、鳥類については、計画地周辺に逃避するなど、生息等に大きな変化はないとし、爬虫類については、トカゲ、アオダイショウは、確認地点が周辺であるため生息等に大きな変化はないとし、シマヘビは、計画地周辺に逃避するため、生息等に大きな変化はないとしている。昆虫類については、ミヤマアカネ、ショウリョウバッタモドキ等は、確認地点が周辺であるため生息等に大きな変化はないとし、ササキリモドキは、生息環境の縮小・消失により個体数が減少するが、周辺部でも確認されていることから周辺部で生息する個体群は維持されるとし、トゲアリ、クズハキリバチは、生息環境の縮小・消失により個体数が減少するが、麻生区内などでも確認されており、周辺地域で生息する個体数は維持されると予測している。クモ類については、生息環境の縮小・消失により個体数が減少するが、周辺部でも確認されていることから周辺部で生息する個体群は維持されると予測している。これに対し、コナラ・シラカシ群落等を保全するように緑化地を配置するとともに、極力厚みのある緑地を保全し、既存の樹種に配慮した植栽を行うことで動物の生息域の回復を図るなどの環境保全のための措置を講ずることから、適切な保全・回復が図られるとしている。

しかしながら、計画地及びその周辺で、注目される動物種が多く確認されていることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹

底すること。

## カ 生態系

本事業の実施に伴う生態系の環境類型の変化は、計画地内の里山樹林地の約 12%は保全されるが、計画地の約 25%が緑化地に、約 63%が人工地に変化すると予測している。また、注目される種のうち、上位性の注目種であるタヌキは、計画地内の樹林や草地が消失し、採餌環境として利用できなくなるが周辺の同様の環境に逃避するとし、典型性の注目種については、シラカシ群落の 27%やコナラ群落の 86%が消失するとし、ヒヨドリ、カナヘビ、サトキマダラヒカゲは、生育環境となる樹林等が消失するが、周辺地域に見られる同様の環境に逃避すると予測している。これに対し、コナラ・シラカシ群落等を保全するように緑化地を配置するとともに、極力厚みのある緑地を保全し、既存の樹種に配慮した植栽を行うことで生息環境の回復を図るなどの環境保全のための措置を講ずることから、生態系の適切な保全・回復が図られるとしている。

しかしながら、計画地及びその周辺は、多摩丘陵を特徴付ける斜面緑地であり動植物の生息、生育環境となっていることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

## キ 緑（緑の質、緑の量）

### (ア) 緑の質

本計画における主要植栽予定樹種は、その多くが計画地の環境特性及び新たに創出される生育環境の特性に適合し、計画地の土壌は、植物生育上、良質な土壌環境であると言い難い状況で、土質・土壌改良が必要としている。また、植栽基盤の整備に必要な土壌量は約 432 m<sup>3</sup>と予測している。これに対し、必要に応じて施肥や下層基盤の水はけの改良を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、緑の適切な回復育成が図られるとしているが、計画地及びその周辺は、多摩丘陵を特徴付ける貴重な斜面緑地が残された場所であることから、周辺の既存緑地等に見られるシラカシ群落及びコナラ群落の構成種による緑化の比率を高めるように努めること。また、樹木の植栽に当たっては、その時期、養生等について十分配慮するとともに、樹木の生育に適した土壌状態の確保や屋上緑化の構造等について、市関係部署と

協議すること。

#### (イ) 緑の量

本計画における緑被率は約 51.5%で、地域別環境保全水準 (49.7%) を上回り、植栽本数は、「川崎市緑化指針」に基づく緑の量的水準を上回ると予測している。さらに、高木、中木、低木及び地被類を適切に組み合わせ、かつ、大景木植栽、屋上緑化、壁面緑化により、豊かな緑を創出するなどの環境保全のための措置を講ずることから、緑の適切な回復育成が図られるとしているが、計画地及びその周辺は、多摩丘陵を特徴付ける貴重な斜面緑地が残された場所であることから、年間維持管理計画に基づき、保全・回復する緑化地の適正な管理及び育成に努めること。また、緑被率は屋上緑化及び壁面緑化を含めたものであることから、その将来にわたる担保を図ること。

#### ク 騒音・振動・低周波音（騒音、振動）

##### (ア) 騒音

建設機械の稼働に伴う騒音レベルの最大値は、計画地北西側敷地境界付近において 80.1 デシベルで、環境保全目標 (85 デシベル以下) を満足すると予測し、さらに、建設機械の同時使用を可能な限り少なくするなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

また、工事用車両の走行に伴う等価騒音レベルは、ピーク日において、NO.1 及び NO.3 においては、67.4~69.1 デシベルで、環境基準 (70 デシベル以下) を満足するとし、NO.2 においては、59.9 デシベルで、環境基準 (55 デシベル以下) を超過するが、現況において既に環境基準を超過しており、工事用車両の走行による増加分は 4.7 デシベルと予測している。これに対し、車両運転者等に市道上麻生 191 号線通行時の最徐行を徹底するなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の生活環境の保全に支障はないとしている。

しかしながら、計画地及び工事用車両ルートが住宅等に近接していること、沿道における等価騒音レベルが現況において既に環境基準を超える地点があることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を更に徹底するとともに、工事工程、作業時間、工事用車両の運

行時間等について、工事着手前に周辺住民等への周知を図ること。

#### (イ) 振 動

建設機械の稼働に伴う振動レベルの最大値は、計画地北西側敷地境界付近において 63.3 デシベルで、環境保全目標（75 デシベル以下）を満足すると予測し、さらに、建設機械の同時使用を可能な限り少なくするなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

また、工事用車両の走行に伴う振動レベルは、ピーク日ピーク時において、36.0～41.7 デシベルで、振動感覚閾値（人が振動を感じ始めるレベルとされる通常 55 デシベル以下）を下回ると予測し、さらに、過度な車両集中が発生しないよう配車計画に十分留意するなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の生活環境の保全に支障はないとしている。

しかしながら、計画地及び工事用車両ルートが住宅等に近接していることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底するとともに、工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間等について、工事着手前に周辺住民等への周知を図ること。

#### ケ 廃棄物等（一般廃棄物、産業廃棄物、建設発生土）

##### (ア) 一般廃棄物

供用時に発生する一般廃棄物は、1日当たり約 200kg と予測し、「廃棄物保管施設設置基準要綱」等に基づき、廃棄物保管施設を設け、分別排出を徹底し、川崎市等により適正な資源化及び処理・処分がなされるところとしている。さらに、掲示物等により居住者に資源化やごみの減量化を促すなどの環境保全のための措置を講ずることから、生活環境の保全に支障はないとしている。

この評価はおおむね妥当である。

##### (イ) 産業廃棄物

工事中に発生する産業廃棄物は、杭孔掘削汚泥約 646 トン、木くず約 197 トン、がれき類約 190 トン等、合計で約 1,346 トンと予測している。これらについては計画地内で分別した後、産業廃棄物処理業の

許可を受けた業者に収集・運搬・処分を委託し、適正に処理するとともに、約 1,005 トンを資源化すると予測している。さらに、汚泥は極力資源化を図るなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

この評価はおおむね妥当である。

#### (ウ) 建設発生土

工事中に発生する建設発生土は約 66,750 m<sup>3</sup>で、このうち約 3,667 m<sup>3</sup>は計画地内で埋め戻し土として再利用し、約 63,083 m<sup>3</sup>は「神奈川県土砂の適正処理に関する条例」等に基づき、適正に処理するとしている。さらに、搬出に際し、土砂の飛散や荷崩れが生じないようにシートカバー等を使用するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

この評価はおおむね妥当であるが、処理する建設発生土については、再利用等を含めた処理方法について、その実施内容を市に報告すること。

## コ 景 観

本計画の実施により計画建物が新たな景観構成要素として加わり、景観構成要素としての樹林地は減少するが、周りに存在する共同住宅とその高さや形状等が類似しているため、市街地としての地域景観の特性に著しい変化は生じないとしている。

また、代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度については、計画地南西側以外からの眺望においては、計画建物は視認されず、計画地南西側の近景域では、計画建物が新たに出現し、眺望の変化はやや大きいものとなるが、隣接する既存建物とスカイラインがほぼ同じであることなどから著しい変化はないとしている。計画地南西側の中景域では、計画建物が視認できるが、左右に隣接する共同住宅とスカイラインなどがほぼ同じであり眺望の変化は少ないため調和のとれた眺望になるとしている。さらに、計画建物の外壁の色彩に配慮するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺環境と調和が保たれるとしているが、建物の形状、外壁の色彩等については、当該地区の景観形成方針を踏まえ、市関係部署と協議すること。

## サ 日照阻害

本計画の実施により冬至日の平均地盤面において日影の影響を受ける建物棟数は12棟で、その内訳は、1時間未満が9棟、1時間以上2時間未満が3棟と予測している。また、地形を考慮し、計画建物が現在の稜線を越える部分が最小となるよう計画したなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の住環境に著しい影響は及ぼさないとしている。

しかしながら、冬至日の平均地盤面における日影の影響を受ける建物については、その影響の程度について住民等に説明すること。

## シ テレビ受信障害

本計画の実施に伴うテレビ受信障害について、遮へい障害の影響は、東京局（東京MX他、放送大学）では、南南西に最大距離約200m、幅約100mで発生し、影響を受ける建物は東京MX他が30棟、放送大学は、37棟と予測し、横浜局（テレビ神奈川）については、西北西に最大距離約140m、幅約50mで発生し、影響を受ける建物は7棟と予測している。また、衛星放送の受信障害範囲は、その大半が計画地敷地内であり、遮へい障害の影響を受ける建物は存在しないと予測している。これに対し、障害の実態を調査、確認の上、その内容に応じて、受信アンテナの改善などの環境保全のための措置を実施することから、良好な受像画質が維持され、かつ、現状を悪化させないとしている。

この評価はおおむね妥当であるが、障害が発生したときの問合せ窓口を関係住民に明らかにし、その対策については確実に実施すること。

## ス コミュニティ施設

本計画の実施に伴う児童・生徒数の増加により、現有の普通教室数に対し、小学校では1教室不足するが、本計画を行わない場合でも1教室の不足が生じると予測し、中学校では不足しないと予測している。これに対し、児童・生徒数の増加に関する状況について調査を行い、入居開始前までに川崎市に迅速に報告することにより、事前の対応が図られるとしている。

集会需要については、居住者の小規模な催物は、計画建物内のコミュ

ニティスペースで対応可能と予測し、公園等の需要については、本事業において居住者専用の広場やルーフガーデンを公園の代替地として活用するため、計画地周辺の公園に対する利用需要を抑制できると予測している。

これらのことから、本計画の実施に伴う人口の増加が、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

しかしながら、児童・生徒数の増加については、義務教育施設の対応が必要なことから、市関係部署へ工期、入居予定状況等について早期に情報を提供すること。

#### セ 地域交通（交通混雑、交通安全）

交通混雑について、工事用車両の走行に伴うピーク日ピーク時における交差点需要率については0.347～0.551で、交通量の処理が可能とされる交差点需要率0.9を下回ると予測している。交通混雑度は0.77～1.08で、No. 1、No. 3のC断面及びNo. 4のB断面は、円滑な交通量の処理が可能とされる混雑度1.0を下回り、No. 3のB断面、No. 4のA断面及びNo. 5は、混雑度1.0を超えているが、現況においても1.0を超えているとともに、増加分は0.02～0.03と小さいことから、本事業による影響は少ないものと予測している。また、無信号交差点については、ピーク日ピーク時における各地点の工事中交通量に対する各交通容量に十分な余裕があるため交通処理に問題はないと予測している。さらに、工事用車両は朝夕の通勤時間帯の混雑に配慮し、計画的な運行管理を行うなどの環境保全のための措置を講ずるとしている。

また、交通安全について、工事用車両ルートとなる横浜上麻生線では、両側にマウントアップされた歩道が整備され、信号などの交通安全施設の整備もされていることから交通安全は確保されるが、市道上麻生191号線は歩車分離のない道路であり、かつ、一部が通学路と並行するため、歩行者に影響があると予測している。これに対し、出入口等には必要に応じて交通誘導員を配置するとともに、工事用車両の運転者に対して安全教育を徹底するなどの環境保全のための措置を講ずるとしている。

これらのことから、周辺地域の生活環境の保全に著しい支障はないとしている。

しかしながら、工事中における交通混雑度が1.0を上回ると予測して

いることから、準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。また、市道上麻生 191 号線は、道路幅員が狭く、見通しが悪いこと、工事用車両台数が多く、児童・生徒の通学等に対する交通安全の影響が懸念されていることから、条例準備書及び条例見解書に示した措置を確実に実施すること。さらに、工事に当たっては、交通安全対策を最優先するとともに、事前に周辺住民等に対し、工事説明等を行い、交通安全対策や工事中の問合せ窓口等について周知を徹底すること。

#### ソ 歴史的文化的遺産

本計画の計画区域内に、周知の埋蔵文化財包蔵地があるが、造成工事開始前に、適切に記録保存することで適正に保全されると予測している。また、新たに遺跡が発見された場合には、川崎市教育委員会に速やかに報告し、適切な措置を講じることから価値ある歴史的文化的文化財について周辺環境を含めて保全が図られるとしている。

この評価はおおむね妥当である。

#### (3) 環境配慮項目に関する事項

条例準備書に記載した「ヒートアイランド現象」、「地震時等の災害」、「地球温暖化」、「資源」及び「エネルギー」の各項目における環境配慮の措置については、その積極的な取組を図るとともに、具体的な実施の内容について、市に報告すること。

### 3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過

平成 26 年	3 月 12 日	指定開発行為実施届及び条例準備書の受理
	3 月 19 日	条例準備書公告、縦覧開始
	5 月 2 日	条例準備書縦覧終了、意見書の締切り 意見書の提出 891 名、3,691 通
	7 月 18 日	条例見解書の受理
	7 月 25 日	条例見解書公告、縦覧開始
	8 月 8 日	条例見解書縦覧終了
	8 月 28 日	条例審査書公告、指定開発行為者宛て送付